

速報重要判例解説

【No.2004-018】

強制執行免脱目的による新会社の設立および営業譲渡と法人格否認の法理。

【文献番号】	28091362
【文献種別】	判決 / 福岡地方裁判所（第一審）
【判決年月日】	平成16年 3月25日
【事件番号】	平成15年（ワ）第498号
【事件名】	貸金返還等請求事件
【裁判結果】	請求認容
【裁判官】	杉山正士
【参照法令】	商法54条1項、民法1条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

Y1会社は、昭和23年に長崎県佐世保市で菓子製造業を始めたA家を創業者とし、平成7年10月にY1会社として設立されたもので、和洋菓子の製造販売を業とする会社である。X銀行は平成10年9月30日、Y1会社に金20億円を貸し付け、また同日、Y1会社はX銀行に対し、金6億2452万9711円の債務承認をなすとともに、同社の創業者一族である実質的経営者のY3とその母で代表取締役のY4が上記Y1会社の各債務につきX銀行との間で連帯保証契約を締結した。Y1会社はその後、平成13年ころから大口の売上先であるハウステンボスの業績悪化の影響を受け、また平成14年5、6月ころから金融機関の融資を断られるようになったあげく、同年8月1日から履行遅滞に陥った。こうした状況の下でY1会社は、経営コンサルタントの助言により、別会社を設立して菓子業の営業権を譲渡することになり、Y3らは、Y3の二男A1から新会社の代表取締役になることの承諾を得て、平成14年7月15日、Y2会社を設立した。Y2会社の平成15年2月6日当時の商業登記簿上の役員は、代表取締役がA1、取締役がY1会社の取締役と工場長、監査役がY1会社の専務取締役であり、Y2会社の株主はA1一人である。Y1会社は平成14年10月1日、Y2会社に対し、同日現在で有する「得意先及び仕入先に対する権利その他営業上の権利一切並びに本件全店舗の各賃借権」を譲渡代金6億円、毎月500万円の120回分割払で譲渡し、従業員も原則として承継されるものとする一方、Y1会社の債務についてはY2会社は一切責めを負わないものとする等の内容で、営業権を譲渡した。X銀行はY1会社およびY3・Y4に対し上記各債務および連帯保証債務の履行を求める一方、Y2会社に対しても、「Y1会社と新たに設立されたY2会社は実質的に同一であり、Y2会社の設立は、Y1会社の債務免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であり、Y2会社は、X銀行に対し、信義則上、Y1会社と別人格であることを主張できない」との理由にもとづき、Y1会社の債務に関する不真正連帯債務の履行を求めた。これに対し、Y1会社等は本業の菓子製造・販売部門を存続させて破産を回避するべく、私的整理の方法によって債務整理を行うとの選択肢を採用したこと、税理士事務所においても営業権の評価額として金6億円から6億5000万円の間が妥当金額であると評価されており、上記営業譲渡金額は相当な金額であること、Y1会社の私的整理案は月額500万円×12ヶ月×10年を配当原資とするもので合理的かつ真摯な債務弁済の提案であること等を主張し、Y2会社は会社制度を濫用し債務を免れる目的をもって設立したものではないと反論した。

2. 判決の要旨

Y1会社は、平成14年当時50数億円の負債を抱えており、ハウステンボスの業績悪化の影響を受け、また、金融機関からは融資を断られる状況にあったこと、本件営業譲渡は、Y1会社の販売部門の重要な構成である本件店舗や従業員をすべて譲渡するものであるこ

と、また旧会社の商標権も承継されていること、旧会社の実質的経営者はA家であり、その中心的存在がY3であるところ、新会社であるY2会社の株主は、旧会社のY1会社の実質的経営者であるY3の二男であるA1であること、A1が新会社の代表取締役に就任したこと、Y2会社の実際の本社事務所は、商業登記簿上のものと違い、Y1会社の会社施設内にあること、本件営業譲渡後には、結局、菓子製造部門の一部も旧会社から新会社に譲渡されたこと、Y2会社が設立された平成14年7月当時、代表者A1は、B会社に勤務しており、同人が同社を退職したのは平成15年3月であること、Y2会社設立の具体的な手続は父のY3に任せていたこと、A1が新会社の経営にはあまり関与しておらず、本件営業権譲渡、製造部門の譲渡、その他の実質的経営はY3が行っていること、旧会社の債権者は、本件営業譲渡後は、上記譲渡代金である分割金年間6000万円について10年間にわたって強制執行するほかなくなること、その他本件営業譲渡前後の各事情を考慮すると、本件営業譲渡は、Y1会社が、債権者からの強制執行を免れる目的で行われたものと解するのが相当であり、これを覆すに足る証拠はない。

そうすると、Y2会社の設立は、Y1会社の債務の支払を免れる意図の下になされたものであり、法人格の濫用であると認められるから、いわゆる法人格否認の法理により、X銀行は、旧会社Y1会社に対する債権の行使を新会社Y2会社に対しても行うことができると解するのが相当である。

Y2会社は、本件営業譲渡の代金は、税理士の評価により適正に決められているから不合理ではないと主張するが、その代金が適正であるとしても、X銀行には、本件営業譲渡により、債権の引き当てであるY1会社の営業に係る不動産等を含む財産が金銭化される不利益がある上、本件営業譲渡では、その代金は10年の賦払いとされているのであるから、債権者がその年賦払いの制約を受けざるを得ないのであるから、Y2会社の上記主張は上記判断に影響を与えるものではない。

3. 本件判決についてのコメント

(1) 法人格否認の法理に関する最高裁のリーディング・ケースによれば、同法理が適用されるのは、会社内外における法定手続の軽視や法形式の無視などが重ねられた結果、会社とその背後にいる個人とが取引上も財産関係上も明確に区別されないという意味で、その両者が実質的に同一の存在と解される「法人格の形骸化」事例と、会社の支配社員が法律の適用を回避したり自己の不作为義務に触れそうな行為を会社経由で実現したりするため、会社法人格の独立性を悪用しているとみられる「法人格濫用」事例のいずれかの場合である(最判昭和44・2・27民集23巻2号511頁)。同事件そのものは法人格の形骸化事例で、最高裁は事実関係を個人即会社ともいふべき実質個人企業の事案と評価する立場から、営業の実質的な主体である個人との関係で会社法人格の独立性(異別性)を否定し、当該個人の名義でなされた行為を会社の行為と同一視する解決に至った。こうした形骸化理論に関しては、すでに学説上、形骸化の要件事実を認定するための具体的事情につき分析不足が指摘されているほか(龍田節「法人格否認法理の最近の展開」商事法務研究534号8頁)より根本的には、特定の事案・特定の法律関係に関してのみ法人格の機能を停止させるという法人格否認の法理の本質に照らして、法律関係の特定性と関係なく当該会社につき一般的・概括的に認定される形骸化要件によると実体法的に法人格の全面的否認と等しい結果になってしまうという、適用範囲の無限定性に対する批判がある(森本滋「法人格否認の法理の新展開」新・実務民事訴訟法講座第7巻352頁、江頭憲司郎・株式会社・有限会社法[第3版]38頁参照)。他方、法人格の濫用事例では、取引相手からの債務履行請求手続を誤らせるため営業財産や商号・代表取締役・営業目的・従業員の顔ぶれなどが旧会社と同一の新会社を設立した事案につき、「旧会社の債務の免脱を目的とした会社制度の濫用」にあたると認め、会社は「信義則上」取引相手に対して新旧両会社の別人格性を主張できないとした判例がある(最判昭和48・10・26民集27巻9号1240頁)。同事件は、最高裁がいわゆる濫用事例に関して同法理の適用を認めた最初の事例として特筆される。

このような債務免脱や強制執行の回避を目的とした「債権者詐害」的な新会社(第二会社)設立の事案は、法人格濫用の典型的パターンとしてその後も裁判例が多く見受けられる。そうした判例の集積を重ねるなかで、実体法的に法人格の濫用として新会社の法人格を否認できるとしても、裁判手続や執行手続の明確性・安定性を重んじる手続法的な視点からすれば、旧会社に対する判決の既判力や執行力の対象範囲を新会社にまで拡張するのは許されないこと(最判昭和53・9・14判時906号88頁)会社制度の濫用との認定評価にもと

づき新旧両会社が同一人格とみなされ同一の債務を負担すべき場合にそれら両社の債務は連帯債務と解されるべきこと（東京地判昭和55・2・20判時966号112頁、形骸化事例につき東京地判昭和62・4・30判タ655号224頁）など、法人格否認の法律効果に関して得られた成果も少なくない。本判決は、こうした法人格濫用事例をめぐる判例理論の延長線上で、新旧両会社間の営業譲渡代金を財源とした会社債権者への将来的な債務弁済計画まで提示されているという事案の特殊性に即し、しかも譲渡代金の相当性を正面から疑うことなく、営業譲渡後10年間に及ぶ分割弁済代金に対する強制執行の不便さをもって債権者詐欺の直接的な根拠と認め、Y1会社～Y4に対し判決主文で連帯責任を負わせた裁判例である。株式会社における債権者詐欺は形を変えて随所に登場するテーマであり、最近も過重債務に苦しむ発起人とその妻が資本金3000万円の株式会社を設立して評価額1億5000万円余の所有不動産を現物出資した事案につき、設立行為に関する詐欺行為取消（民法424条）を認めた例がある（東京地判平成15・10・10金判1178号2頁、拙稿・受験新報2004年3月号12頁参照）。同事件では、出資財産の評価額とその対価たる取得株式の発行価額との極端な開きから詐欺性の認定には何の困難もなかったが、理論的には、たとえば会社の資本金額が1億5000万円に設定されていたらどうなのか、全く市場性のない閉鎖的会社の株式と現物出資の対象財産との等価交換性を根拠に債権者詐欺性はないと言い切れるのかどうか、疑問の余地はありうる。本件もやはり、株式会社への営業譲渡代金の相当性を前提としたうえで、なおかつ債権者詐欺的な法人格濫用という評価が成り立ちうるものかどうかを考えさせられる事案として興味深い。民法理論上はかねてより、債務者の所有不動産を等価で売却するときも財産形態を消費の容易な金銭に転換すること自体に債権者詐欺性を見出しうるものかどうか争いのあるところ（我妻栄・新訂債権総論187頁参照）。会社法の分野ではさらに、閉鎖会社株式との等価交換や本件のような相当額の営業譲渡代金による長期的な分割弁済計画なども債権者詐欺的と評価しうるかどうか、問われるというわけである。

（2）過去の裁判例をみると、本件のように第二会社を新設して旧会社の営業を引き継がせながら債務免脱を図るという類型の法人格濫用事例には、営業譲渡により旧会社の営業活動がなくなった事案（東京高決昭和49・7・29判時755号103頁）、営業設備一切の無償譲渡がなされた事案（最判昭和53・9・14前掲）、新会社が旧会社の営業財産を事実上流用している事案（福岡高判昭和43・10・16下民集19巻9＝10号607頁、東京地判昭和50・8・8判時799号90頁）など、旧会社の債権者に対する配慮を著しく欠いた事例が多いようである。これに対し、本件は営業の一部譲渡の事例であって、販売部門の譲渡から4ヶ月後の製造部門譲渡に至るまで旧会社の事業活動が一部なりとも残っていた点、上記のように営業譲渡代金6億円を10年間で会社債権者に支払う旨の債務弁済提案があり、しかも譲渡代金の相当性は判文上からみる限り否定されていない点、などに事案的な特徴がある。このように過去の諸事例とは異なる結果になってもおかしくはない事情があるにもかかわらず、本判決は、結局のところ比較的短期間のうちに旧会社の実質的経営者の主導により製販両部門の譲渡に至った経緯を重視してか、新会社設立から本件営業譲渡・製造部門譲渡までの経過全体を債務免脱目的の行為と評価し、その発端にある新会社設立を法人格の濫用と認定する。ただし、法人格の濫用だからといって、必ずしも法人格の創設手続である会社設立それ自体を濫用と評価すべき必然性はなく、むしろ債務免脱の効果に直結するのは旧会社の営業を譲渡すべき相手方として新会社の法人格を利用する行為なのであるから、会社の設立をもって濫用と認める判旨の表現は首肯しがたい。この点はさておき、いずれにしても債務免脱行為という評価を支える柱として判旨が明言するのは、債権者に対する分割金年間6000万円の10年賦払いという制約が債権者にとって強制執行上の不利益になるとの認識である。これを文字どおり理解すれば、営業譲渡の代金額を問題としない以上、代金6億円の一括弁済提案あるいは10年に満たない短期間の分割弁済計画なら債権者詐欺にあたらない、ということになるだろうか。仮にそれでも詐欺性があると認めるのであれば、ことはもはや弁済方法の問題ではなくなり、判旨はその真意を表していないというしかない。その場合にはおそらく、利益産出体としての企業の価値を営業譲渡により金銭（一時金）に置き換えること自体の問題性が意識されることになるだろう。あるいは別の見方をすれば、継続的に利益を産出する源泉としての企業の価値をどのように判定するかという企業評価の問題が、本件のような私的整理の事例では、当該企業の営業譲渡による換価処分に同意していない債権者との関係上、多かれ少なかれ将来的な債権回収の見込みを左右してしまうため、きわめて慎重な考量を要することとなり、単純に評価基準時における企業価値を

もって営業譲渡代金とする算定方法の当否が争われるのではない。本判決は、営業譲渡代金による長期分割弁済計画という債務支払方法を債権者詐欺的と評価することで、その彼方に潜みうる本質的な問題、すなわち会社債権者の立場からしても継続的な取引関係や条件交渉などを通じて守り育てるべき包括的な責任財産という一面のある「営業」につき、債権者の切り捨てにつながる私的整理のための営業譲渡という局面で評価額の相当性をどう考えるべきかの問題、に触れずじまいで済ませたケースともいえるように思われる。債権法上の信義則に支配される取引関係が企業の継続的な法律関係上さらに緊密に強化されている状況の下で（とりわけ本件のような取引銀行との関係上） そうした事情と何ら関わりなく決定される評価基準時現在の企業価値を尺度とした営業譲渡の代金をもって新たな責任財産とする一方的な措置が果たして是認されるべきものかどうか、の問題である。本来、債権者固有の利益が債務者の有する責任財産の保全にあることを思えば、新たな責任財産からの弁済方法を云々する以前に、まずは責任財産の置換それ自体の当否を考えるべきである。その意味で、この論理的に先行すべき問題への取組みを欠いた判旨には疑問が残る。しかし他方、こうした債権者詐欺に対する救済を法人格否認の法理に求めた判断それ自体は、たとえば詐欺行為取消権の行使によって債権契約たる営業譲渡を取り消したところで個別財産の取り戻しは確保されない - 救済として不十分すぎる - ことを思えば、営業財産を旧会社に戻さず新会社に留めたまま旧会社の債権者にも手の届く責任財産たらしめる試みとして十分に理解できる。にもかかわらず、法人格否認の法理をめぐっては一般条項への安易な逃避という方法論的な懸念もあり、むしろ個別規範の合目的的な解釈にもとづく予測可能な解決への志向という観点からすれば（森本・前掲論文 361 頁以下参照） 本件のような法人格濫用事例における核心的な要件事実としての濫用目的、いいかえれば債権者詐欺性ないし債務免脱目的の認定にあたっては、より慎重かつ入念な思考作業があつて然るべきという印象をぬぐいがたい。

（平成 16 年 8 月 29 日）

著者：東北学院大学法科大学院教授 菊地雄介